

## 東京都立大学の学則の変更について（届出）

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都公立大学法人

理事長 山本 良一

このたび、下記の事項について、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

### 記

- ・ 東京都立大学 社会科学研究科法曹養成専攻の廃止に係る学則変更
- ・ 東京都立大学 理工学研究科分子物質化学専攻及び電気電子工学専攻の廃止に係る学則変更